

《件名》

相続診断システム活用術 第14号__相続人の続柄選択（代襲相続・養子・孫養子・先妻先夫の子）の注意点

《本文》

相続診断システム導入企業各位
（BCC で送信しております）

第14号では、相続人の続柄選択（代襲相続・養子・孫養子・先妻先夫の子）の注意点を紹介します。

本システムには法定相続割合を自動計算する機能がありますので、続柄などは正しく選択する必要があります。

注意点を下記にまとめました。

1. 代襲相続人がいる場合の注意点

代襲相続人の続柄は直系尊属であれば、『代襲A』～『代襲E』までありますが、親が同一の場合はアルファベットを揃えていただく必要があります。

例えば、被相続人の長男が亡くなっており、長男には3人の子供がいるとします。
このとき3人の子供の続柄は全員『代襲A』を選択します。

家族構成（相続人）

「二次の縁組チェック」欄は、養子・孫養子がいる場合で、配偶者と養子縁組している場合にチェックしてください。
※ 続柄の入力欄をダブルクリックすると入力フォームが表示され、簡単に入力できます。

続柄※	氏名	生年月日	年齢	同居別居	持ち家
本人	若葉 太郎				
配偶者	若葉 春子				
代襲A	長男の子 1 人目				
代襲A	長男の子 2 人目				
代襲A	長男の子 3 人目				

二次の縁組チェック

二次の相続人から除外

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

■ 前妻の子の場合等

シートへ入力

閉じる

2. 養子・孫養子がいる場合の注意点

相続人に配偶者と養子・孫養子があり、その養子・孫養子が配偶者と縁組している場合は、二次の縁組チェック欄の『配偶者と縁組している』にチェックを入れる必要があります。

チェックを入れることで、その養子・孫養子は二次相続人として扱われ、二次相続税算出に影響を与えます。

家族構成（相続人）

「二次の縁組チェック」欄は、養子・孫養子がいる場合で、配偶者と養子縁組している場合にチェックしてください。
※ 続柄の入力欄をダブルクリックすると入力フォームが表示され、簡単に入力できます。

続柄※	氏名	生年月日	年齢	同居別居	持ち家
本人	若葉 太郎				
配偶者	若葉 春子				
養子					
孫養子					

二次の縁組チェック

☒ 配偶者と縁組をしている
☒ 配偶者と縁組をしている

二次の相続人から除外

☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等
☐ 前妻の子の場合等

シートへ入力

閉じる

3. 先妻先夫の子がいる場合の注意点

相続人に配偶者と先妻先夫の子がいる場合は、二次の相続人から除外欄の『前妻の子の場合等』にチェックを入れる必要があります。

チェックを入れることで、その先妻先夫の子は二次相続人として扱われなくなります。

